

建設機械 Safety Information

事例と対策

建設機械を安全にお使いいただくために

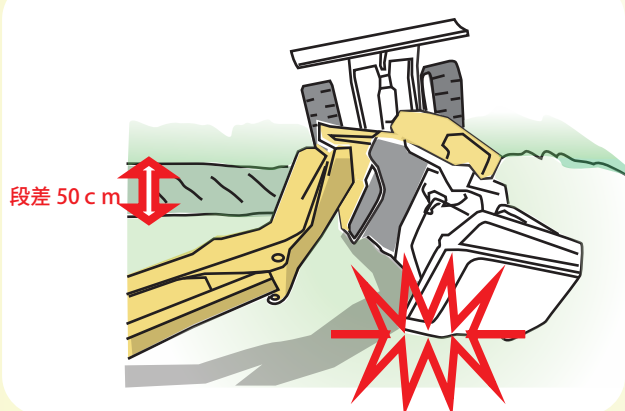
平素より弊社建設機械をご用命いただき、誠にありがとうございます。

この度弊社では、皆さまに建設機械をより安全にご使用いただくよう、Safety Information をお届けさせていただきます。

下記は特定の事故ではなく建設機械一般の事故を前提に作成しており、皆さまの安全管理の一助となれば幸いです。

事例 1

段差でバランスをくずして転倒



転倒事故

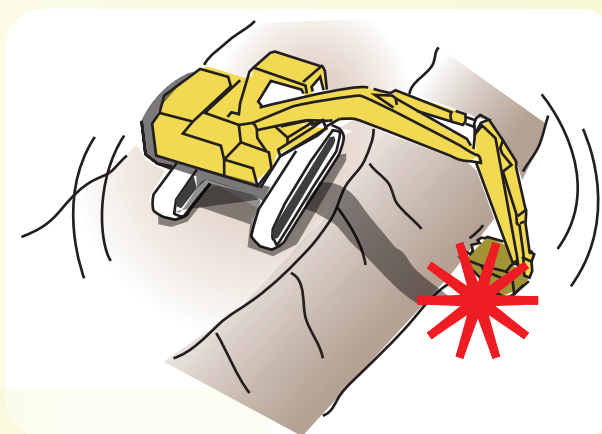
50cm の段差を勢いよく走行したため、バランスを崩して転倒してしまった。

旋回時にバケットを損傷

事例 2

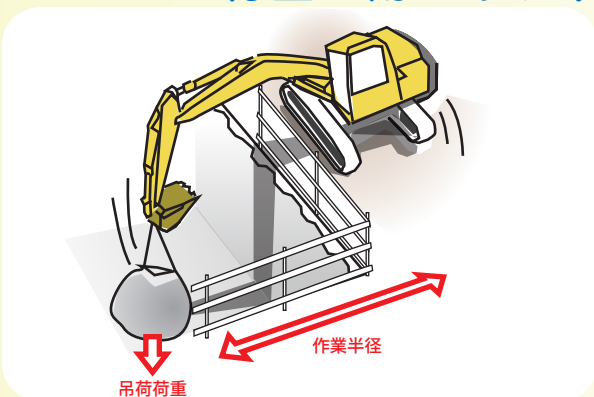
損傷事故

オペレーターの確認不足や、旋回の方角を誤ったことで、バケットが他物に衝突、破損。



事例 3

クレーン吊作業時に、 荷重に耐えられず転倒



損傷・転倒事故

吊作業でバランスを崩し転倒

事故防止策のヒントを裏面でご紹介しています。

- ・各建設機械の能力を超えた作業は実施できません。
- ・積み下ろし等は平坦な場所で行います。
- ・誘導者を配置し、作業者との相互合図を決定します。
- ・作業開始前の安全装置の機能保持をお願いします。

対策1 重機の事故は、稼動時よりも移動時が多い傾向があります！



- ・建設重機は作業だけでなく、移動走行中も十分な注意が必要です。
例えば段差移動には予め注意を払うことや、後退するときに事前に進路等を目視で確認することが、事故の回避につながります。
- ・誘導者等の活用も有効です。

対策2 旋回作業にご注意ください！



- ・重機走行と同様、損傷事故につながる可能性があります。旋回作業の際は、その範囲の確認や死角範囲がないか、誘導者の必要性がないか、十分に確認をお願いします。

対策3 過剰な負荷にご注意ください！

 **定格総荷重表による確認を行う**

各機械ごとの定格総荷重表を確認。

作業半径 (m)	定格吊り (t)	吊り走行
5.44	0.8	禁止
5.0	0.9	禁止
4.5	1.1	禁止
4.0	1.3	禁止
3.5	1.5	0.7
1.8~3.3	1.7	0.8

- ・クレーン作業時は、吊り荷等が接触するおそれがある範囲の確認と確実な立入禁止措置が重要です。

※アームクレーン運転には「車両系建設機械運転性能講習」と「小型移動式クレーン運転技能講習」の修了証が必要です。
また玉掛け作業者は「玉掛け技能講習」の修了証が必要です。